

# 医療法人設立認可申請各種様式及び留意事項

平成 5 年 4 月

平成 11 年 4 月 改正

平成 14 年 4 月 改正

平成 19 年 9 月 改正

青森県健康福祉部医療薬務課

## 目 次

|    |                           |    |
|----|---------------------------|----|
| I  | 医療法人設立認可に係る申請書類           |    |
| ◎  | 設立認可申請に当たっての留意事項          | 1  |
| 1  | 医療法人設立認可申請書               | 3  |
| 2  | 医療法人設立概要                  | 4  |
| 3  | 医療法人設立趣意書                 | 7  |
| 4  | 医療法人定款                    | 8  |
| 5  | 医療法人設立総会議事録               | 16 |
| 6  | 設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録 | 20 |
| 7  | 設立財産目録の明細書                | 23 |
| 8  | 拋出（寄附）申込書の写し              | 26 |
| 9  | 預金残高証明書                   | 28 |
| 10 | 動産等評価証明書（流動資産）            | 29 |
| 11 | 動産等評価証明書（有形固定資産）          | 30 |
| 12 | 動産等評価証明書（無形固定資産）          | 31 |
| 13 | 負債残高証明及び債務引継承認書           | 32 |
| 14 | 設立時の負債内訳書                 | 33 |
| 15 | 引継ぎすべき金銭消費貸借契約書の写し        | 34 |
| 16 | 土地・建物の状況                  | 35 |
| 17 | 不動産賃貸借契約書の写し              | 36 |
| 18 | 不動産賃貸借料に関する意見書            | 42 |
| 19 | 診療所周辺の概略図                 | 46 |
| 20 | 敷地図                       | 47 |
| 21 | 建物配置図                     | 48 |
| 22 | 建物平面図                     | 49 |
| 23 | 不動産登記事項証明書                | 50 |
| 24 | リース物件引継承認書                | 51 |
| 25 | 設立時のリース契約明細書              | 52 |
| 26 | 引継ぎすべきリース契約書の写し           | 53 |
| 27 | 開設しようとする病院（診療所）の概要        | 54 |
| 28 | 設立後2年間の事業計画               | 55 |

|    |  |    |
|----|--|----|
| 29 | 設立後2年間の予算書                             |    |
| ①  | 総括表                                    | 56 |
| ②  | 収入明細                                   | 57 |
| ③  | 支出明細                                   | 58 |
| ④  | 職員給与費内訳書                               | 59 |
| 30 | 職員名簿                                   | 60 |
| 31 | 役員及び社員の名簿                              | 61 |
| 32 | 設立者全員の履歴書                              | 62 |
| 33 | 設立者全員の身分証明書                            | 63 |
| 34 | 設立者全員の印鑑登録証明書                          | 64 |
| 35 | 委任状                                    | 65 |
| 36 | 役員就任承諾書                                | 66 |
| 37 | 管理者就任承諾書                               | 67 |
| 38 | 医師免許証の写し（保健所で原本照合を受けたもの）               | 68 |
| 39 | 原本証明書                                  | 69 |
| 40 | 参考資料（事前審査時のみに提出し、本申請時には添付しない）          |    |
| ①  | 設立後2か月間の資金繰り計画表                        | 70 |
| ②  | 医薬品衛生材料明細書（種類別）                        | 71 |
| ③  | 過去2年間の患者数実績                            | 72 |
| ④  | 不動産又は医療器械備品の賃借人が法人の場合、<br>当該法人の登記事項証明書 | 73 |
| ⑤  | 設立代表者の確定申告に関する書類（直近年度のもの）              | 74 |
|    |  |    |
| II | 医療法人設立認可後に係る届出書類                       |    |
| 41 | 医療法人設立登記完了届                            | 75 |

## 設立認可申請に当たっての留意事項

- 1 医療法人の設立について知事が認可するに当たっては、青森県医療審議会の意見を聴かなければならないこととされている。(医療法第45条第2項)  
また、医療法人の設立について審議するため、審議会に医療法人部会を置き、部会の決議をもって審議会の決議としている。(医療法施行令第5条の21)  
現在のところ、医療法人部会は、年3回(7月、11月及び3月)開催することとしている。
- 2 本県においては、医療法人の設立について審議会に諮るために、認可申請に当たって事前審査を行うこととしており、審査のための申請書類の提出期限を設けている。その期限は、次のとおりである。

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 7月に開催する医療法人部会に諮る場合  | 4月1日から5月15日まで  |
| 11月に開催する医療法人部会に諮る場合 | 8月1日から9月15日まで  |
| 3月に開催する医療法人部会に諮る場合  | 12月1日から1月15日まで |
- 3 事前審査に当たっては、設立認可申請に必要な書類のすべてを整えた上で提出すること。提出期限以後において書類に不備があった場合は、次回の医療法人部会に諮ることがある。
- 4 書類作成上の注意
  - (1) 用紙はA4判を用い、横書き左とじとすること。A3判の書類については、A4判に合わせて折り込むこと。ただし、事前審査に際しては、とじる必要はない。
  - (2) 使用文字は、人名等を除いて、原則として当用漢字とすること。  
住所については、印鑑登録証明書の記載に従い、青森県〇〇郡(市)〇〇町(村)大字〇〇字〇〇123番地4と正確に記載すること。
  - (3) 作成に当たっては、各書類に記載している【留意事項】又は(注)に十分留意すること。
  - (4) 事前審査に際しては、証明書、謄本類は写しで差し支えない。
  - (5) 本申請に際しては、以下の点に特に留意すること。

- ① 書類は提出用として 3 部作成し、設立しようとする法人の主たる事務所の管轄保健所へ提出すること。医療法人設立認可申請書の日付は、保健所へ提出する日付である。提出された書類は、そのうちの 2 部（正本及び副本）が本庁へ進達される。本庁へ進達されたうちの副本は、設立認可されたとき、設立認可書に添付して申請者に交付するが、設立登記をする際に必要となる。
- ② 提出する 3 部のうち正本以外のものについては、証明書、謄本類は写しで差し支えないが、その場合には、設立代表者が原本と相違ない旨を証明すること。（69 ページの原本証明書の（注）を参照のこと。）
- ③ 一件の書類が 2 ページ以上になるときは、設立代表者印で割印すること。
- ④ 証明書類が A 4 判より小さい場合は、A 4 判の台紙に貼付の上、設立代表者印で割印すること。
- ⑤ 提出する書類のうち「定款」及び「議事録」については、その上部余白に設立代表者印を捨印として押印すること。
- ⑥ 提出する書類で押印が必要なところには、印鑑登録してある印を必ず押印すること。特に、原本証明に係る日付及び押印のないものが、しばしば見受けられるので注意すること。
- ⑦ 編集し終えた申請書は、裏に保護紙をあて、左側をとじ、袋貼りをし、設立代表者印で表裏に封印すること。（申請書の最上部に表紙はつけないこと。）

平成 年 月 日

青森県知事 殿

医療法人〇〇会設立代表者

(郵便番号)

住 所

氏 名

⑩

電話番号

### 医療法人設立認可申請書

標記について、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 名称
  - 2 主たる事務所の所在地
- [添付書類]
- (1) 定款又は寄附行為
  - (2) 医療法人設立概要
  - (3) 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
  - (4) 拠出(寄附)申込書の写し
  - (5) 設立決議録
  - (6) 設立趣意書
  - (7) 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
  - (8) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の概要
  - (9) 設立後2年間の事業計画及び予算書
  - (10) 設立者の履歴書
  - (11) 設立者の委任状及び設立代表者選任決議録の写し
  - (12) 役員の就任承諾書及び履歴書
  - (13) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し
  - (14) その他必要と認める書類

(注) 住所及び電話番号は設立代表者の個人の住所及び電話番号である。

医療法人〇〇会設立概要

1 名称 医療法人〇〇会

2 主たる事務所の所在地

〒 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地

3 設立代表者

住所 〒 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

4 設立発起人及び拠出額

| 氏名 | 職業        | 設立代表者との関係 | 就任しようとする役職名           | 拠出額<br>(千円) |
|----|-----------|-----------|-----------------------|-------------|
|    | 医師<br>事務長 | 本人<br>妻   | 理事長<br>理事<br>理事<br>監事 |             |

5 設立当初の役員

| 役職名                   | 氏名 | 職業        | 住所 |
|-----------------------|----|-----------|----|
| 理事長<br>理事<br>理事<br>監事 |    | 医師<br>事務長 |    |

6 公告の方法 官報（及び〇〇新聞）による

7 開設しようとする診療所

(1) 名称 ( 年 月 日開設)

(2) 所在地 〒

(3) 所管保健所名

(4) 管理者（院長）

| 氏名 | 生年月日 | 担当科目 | 免許登録年月日及び番号  | 理事就任の有無 |
|----|------|------|--------------|---------|
|    |      |      | 年 月 日<br>第 号 |         |

(5) 診療従事医師

| 氏名 | 生年月日 | 担当科目 | 免許登録年月日及び番号  | 常勤・非常勤の別 |
|----|------|------|--------------|----------|
|    |      |      | 年 月 日<br>第 号 |          |

(注) 管理者についても再掲すること。

(6) 診療科目

科 科 科

(7) 診療日及び診療時間

(8) 診療所の概要

敷地面積  $m^2$ （うち借地  $m^2$ ）

建物の構造 造 階建て  $m^2$ （うち借家  $m^2$ ）

許可病床数 床

(9) 従事者の現員

| 職種    | 現員 |
|-------|----|
| 医師    | 名  |
| 看護師   | 名  |
| 准看護師  | 名  |
| 看護補助者 | 名  |
| 事務員   | 名  |
| 計     | 名  |



【医療法人の設立概要の記載上の留意事項】

- 1 事務所をビル内に置く場合は、ビル名と階を記載すること。
- 2 「7 開設しようとする診療所」は、開設しようとする診療所ごとに記載すること。
  - ① 管理者及び診療従事医師の担当科目については、標ぼうする診療科目のうち各人が現実に担当している科目を記載すること。
  - ② 免許登録年月日及び番号については、免許証の再交付を受けている場合でも、再交付の年月日を記載するのではなく、当初の免許登録年月日を記載すること。
  - ③ 診療科目は、医療法第6条の6に規定する診療科目を記載すること。
  - ④ 従事者の現員の職種については、診療所の実態に応じて適宜加除して差し支えない。

## 医療法人〇〇会設立趣意書

病院、診療所又は介護老人保健施設の開設からの発展経過、法人の設立意図、事業内容等を具体的かつ簡明に記載すること。

### 〈記入例〉

〇〇診療所は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇によって開設され、以来〇〇年余を、地域医療に貢献してきた。(発展経過)

：

：

近年患者数が増大し、現在は1日平均〇〇名の外来があり、今後も永続的に診療所を運営していく必要性を痛感する。(設立動機)

：

：

そのためには、家計と経営を分離し近代的経営を行い、診療所の安定を図らなければならない。(設立意図)

：

：

医療法人化により、医療設備を充実させ、また職員の研修教育を行い、従前にもまして地域医療に貢献していきたい。(事業内容)

### 〈医療法人の名称の由来〉

例. 医療法人の設立者の名前から1字ずつ取り「〇〇会」とした。

平成 年 月 日

(注) 設立総会(理事会)開催日とすること。

医療法人〇〇会

設立代表者

㊟

## 医療法人定款準則（社団用）

### 医 療 法 人 ○ ○ 会 定 款

#### 第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人○○会と称する。

病院又は診療所を1つだけ開設する場合は、医療法人○○病院、医療法人○○医院としても差し支えない。

第2条 本社は、事務所を青森県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。

事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。

#### 第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

- 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条、第23条及び第24条において同じ。）
- 介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。

第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○病院 青森県○○郡（市）○○町（村）○○番地
- (2) ○○診療所 青森県○○郡（市）○○町（村）○○番地
- (3) ○○園 青森県○○郡（市）○○町（村）○○番地

2 本会社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○病院 青森県○○郡（市）○○町（村）
- (2) ○○診療所 青森県○○郡（市）○○町（村）
- (3) ○○園 青森県○○郡（市）○○町（村）

本条には、地方自治法に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

第5条 本団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を運営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

本条には、医療法第42条各号の規定に基づいて行う業務掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

### 第3章 基金

第6条 本団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第7条 本団は、基金の拠出者に対して、本団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第8条 基金の返還は、定時総会の決議によって行わなければならない。

2 本団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本団に対して返還することを請求することができる。

第9条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第10条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

- 第3章は、基金制度を採用する場合に掲げる。
- 特定医療法人又は社会医療法人若しくは特別医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拋出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拋出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。

#### 第4章 社 員

第11条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第12条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第13条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

#### 第5章 資産及び会計

第14条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第15条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

- 不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
- 社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。(以下、第18条及び第21条において同じ。)

第16条 本団体の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第17条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第18条 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第19条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

任意に1年間を定めても差し支えない。

第20条 本団体の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2 本団体は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団体の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本団体は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を青森県知事に届け出なければならない。

第21条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

基金財産がない場合は、「基金財産に繰り入れ、又は」を削除する。

## 第6章 役員

第22条 本団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内

うち理事長1名

(2) 監事 ○名

理事は3名以上、監事は1名以上置かなければならない。

第23条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合も含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

理事の職への再任を妨げるものではない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第24条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本団の業務を監査すること。
  - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを青森県知事又は社員総会に報告すること。
  - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
  - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第25条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第7章 会 議

第26条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第27条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

定時総会は、毎年、会計年度の開始する月の前月（事業計画及び予算総会）と会計年度の終了する月の翌々月（決算総会）の2回開催するものとする。

第 28 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

総社員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 29 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 30 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 31 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 32 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 33 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選



挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 34 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 35 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

## 第 8 章 定款の変更

第 36 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、青森県知事の認可を得なければ変更することができない。

## 第 9 章 解散及び合併

第 37 条 本社は、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

(2) 社員総会の決議

(3) 社員の欠亡

(4) 他の医療法人との合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、青森県知事の認可を受けなければならない。

第 38 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、青森県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第 39 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市医師会又は都道府県医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるもの
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 40 条 本団は、総社員の同意があるときは、青森県知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

#### 第 10 章 雑則

第 41 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 42 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

#### 附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 理 事 長 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 理 事   | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同     | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同     | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同     | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同     | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 監 事   | ○ | ○ | ○ | ○ |

第 2 条、第 3 条は必要に応じて追加してよい。

第 2 条 本団の最初の会計年度は、第 19 条の規定にかかわらず、設立の日から平成〇年〇月〇日までとする。

第 3 条 本団の設立当初の役員の任期は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。

## 設立総会議事録参考例

### 医療法人〇〇会設立総会議事録

- 1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 場 所 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇〇〇〇 に於いて
- 3 出席者（設立者）住所及び氏名  
青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇〇〇  
青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇〇〇  
青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇〇〇  
青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇〇〇

#### 4 議 事

医療法人〇〇会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ、〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき〇〇時〇〇分開会を宣し、議事に入った。

##### 第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者〇〇〇〇は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人〇〇会設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

##### 第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が青森県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

##### 第3号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

##### 第4号議案 抛出申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、抛出を受けたい旨を述べたところ、設

立者のうちから次のとおり拠出したい旨の申込みがあった。

|      |          |        |   |
|------|----------|--------|---|
| (氏名) | 現金       | (拠出金額) | 円 |
| (氏名) | 預金       |        | 円 |
| (氏名) | 預金       |        | 円 |
| (氏名) | 預金       |        | 円 |
|      | 医業未収金    |        | 円 |
|      | 医薬品、診療材料 |        | 円 |
|      | 医療用器械備品  |        | 円 |
|      | その他の器械備品 |        | 円 |
|      | 電話加入権    |        | 円 |
| 合 計  |          |        | 円 |

また、〇〇〇〇は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人〇〇会設立認可後〇〇年間に経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価額をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、〇〇〇〇は発言し、建物の建設資金及び医療用器械備品の購入資金として〇〇銀行から借入金があり現在〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の借入残金があるが、建物を拠出するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

また、医薬品や診療材料の購入により、〇〇薬品株式会社からの買掛金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前述の拠出金及び債務引継ぎの件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認の件

議長は発言し、平成〇〇年度及び平成〇〇年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案

を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

#### 第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決された定款に規定されるところに従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

|     |      |                         |
|-----|------|-------------------------|
| 理 事 | 〇〇〇〇 | (医療法人〇〇会〇〇病院管理者)        |
| 同   | 〇〇〇〇 | (医療法人〇〇会〇〇診療所管理者)       |
| 同   | 〇〇〇〇 | (医療法人〇〇会介護老人保健施設〇〇園管理者) |
| 監 事 | 〇〇〇〇 |                         |

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように選任された。

理 事 長 〇〇〇〇

選任された者は、各自この就任を承諾した。

#### 第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で青森県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 〇〇〇〇

選任された者は、これを承諾した。

#### 第8号議案 本法人の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）の土地（建物）を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、現在設立者〇〇〇〇が個人で開設している〇〇病院（診療所）の土地〇〇㎡は、△△△△の所有であり、また、建物〇〇㎡は、□□□□の所有であるので、本法人を設立するに際し、所有者と本法人設立代表者との間に賃貸借契約を締結する必要があることを述べ、賃貸借契約案を示し、その承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって、医療法人〇〇会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 設 立 者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ⑩ |
| 同     | ○ | ○ | ○ | ○ | ⑩ |
| 同     | ○ | ○ | ○ | ○ | ⑩ |
| 同     | ○ | ○ | ○ | ○ | ⑩ |

【設立総会議事録作成上の留意事項】

1. 本議事録は参考例であり、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
2. 財団である医療法人を設立する場合にあっては、本議事録を添付する必要はないこと。  
ただし、設立趣意書は添付する必要があること。
3. 役員は理事3人以上、監事1人以上とすること。
4. 理事の中には原則として法人の開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を入れること。また、管理者を理事に加えない場合は、その理由を明記すること。

(基本財産を設けない場合の財産目録様式)

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(平成 年 月 日現在)

1 資 産 額 円  
 2 負 債 額 円  
 3 純 資 産 額 円

(内 訳)

| 区 分                 | 金 額 (単位:円) |
|---------------------|------------|
| A 通 常 財 産 (①~④)     |            |
| 流 動 資 産 ①           |            |
| 現 金                 |            |
| 預 金                 |            |
| 医 業 未 収 金           |            |
| 医 薬 品 衛 生 材 料       |            |
| そ の 他 の 流 動 資 産     |            |
| 有 形 固 定 資 産 ②       |            |
| 構 築 物               |            |
| 医 療 器 機             |            |
| 什 器 備 品             |            |
| 車 両                 |            |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 |            |
| 無 形 固 定 資 産 ③       |            |
| 電 話 加 入 権           |            |
| そ の 他 の 資 産 ④       |            |
| B 資 産 合 計           |            |
| C 負 債 合 計           |            |
| D 純 資 産 (B-C)       |            |

(基本財産を設ける場合の財産目録様式)

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(平成 年 月 日現在)

1 資 産 額 円  
 2 負 債 額 円  
 3 純 資 産 額 円

(内 訳)

| 科 目                 | 金額 (単位：千円) |
|---------------------|------------|
| A 基 本 財 産 (①～③)     |            |
| 土 地 ①               |            |
| 建 物 ②               |            |
| そ の 他 ③             |            |
| B 通 常 財 産 (④～⑦)     |            |
| 流 動 資 産 ④           |            |
| 現 金                 |            |
| 預 金                 |            |
| 医 業 未 収 金           |            |
| 医 薬 品 衛 生 材 料       |            |
| そ の 他 の 流 動 資 産     |            |
| 有 形 固 定 資 産 ⑤       |            |
| 構 築 物               |            |
| 医 療 器 機             |            |
| 什 器 備 品             |            |
| 車 両                 |            |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 |            |
| 無 形 固 定 資 産 ⑥       |            |
| 電 話 加 入 権           |            |
| そ の 他 の 資 産 ⑦       |            |
| C 資 産 合 計 (A+B)     |            |
| D 負 債 合 計           |            |
| E 純 資 産 (C-D)       |            |



## 【財産目録作成上の留意事項及び抛出についての基本的考え方】

- 1 本様式は、基本財産を設けない場合と設ける場合の2例を示してあるが、基本財産を設ける場合の様式の「A 基本財産 (①～③)」、「土地①」「建物②」及び「その他③」の金額をそれぞれ0として、基本財産を設けない場合に使用して差し支えない。
- 2 様式中の科目は、必要に応じて適宜加除して差し支えない。この場合、各科目の表示は、「明細書」、「抛出 (寄附) 申込書」及び「動産評価証明書」の表示と統一すること。また、「設立総会議事録」の第4号議案においても同様である。
- 3 財産目録は、設立総会を開催する月の前月末日現在の評価額により作成すること。
- 4 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借による場合でも当該契約が長期にわたるものである場合には差し支えない。
- 5 動産については、医薬品衛生材料、医療器機及び什器備品等は、設立される法人に対し、すべて抛出 (寄附) することを原則としている。これは、診療所経営の継続性の観点から求めているものであり、特に医療器機等で減価償却の終了しているものであっても、現に診療に使用しているものは、すべて残価で抛出 (寄附) すること。  
また、この観点から、医療器機で現にリースを受けているものは、リース物件引継承認により、設立される法人が当該リース契約を引き継ぐことを原則としている。
- 6 新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、運転資金としての現金預金は、設立後2か月間の総支出から総収入を差し引いた額以上の額を有していること。
- 7 負債については、法人の設立に際して、抛出 (寄附) すべき財産が法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得のために生じた負債は法人に引き継ぐことを認めている。
- 8 上記7との関連で、通常運転資金等としての負債 (法人に抛出する財産の取得との関連が契約上明らかになっていない負債を含む。) は、法人に引き継ぐことは認められないが、この場合、医業未収金を抛出することは特に求めていない。  
これは、個人経営の時に生じた負債は、個人の収入により措置すべきという観点からの取り扱いである。また、負債のない場合については、医業未収金を抛出 (寄附) することが望ましい。

財 産 目 録 の 明 細 書

土 地

| 所在地          | 面積             | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|--------------|----------------|-----|-----------|
| 青森県〇〇市〇〇町 番地 | m <sup>2</sup> | 円   |           |

建 物

| 所在地          | 延面積            | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|--------------|----------------|-----|-----------|
| 青森県〇〇市〇〇町 番地 | m <sup>2</sup> | 円   |           |

現金預金

| 区 分      | 種 類  | 口 数 | 金 額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|----------|------|-----|-----|-----------|
| 〇〇銀行〇〇支店 | 普通預金 |     | 円   |           |
| △△銀行△△支店 | 定期預金 |     | 円   |           |
| 小 計      |      |     | 円   |           |

医業未収金

| 種 類        | 月 分     | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|------------|---------|-----|-----------|
| 社会保険診療報酬   | 〇月分、△月分 | 円   |           |
| 国民健康保険診療報酬 | 〇月分、△月分 | 円   |           |
| 小 計        |         | 円   |           |

医薬品衛生材料

| 品 名  | 規格数量   | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|------|--------|-----|-----------|
| 医薬品  | (別紙明細) | 円   |           |
| 衛生材料 |        | 円   |           |
| 小 計  |        | 円   |           |

その他の流動資産

| 品 名 | 規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|-----|------|-----|-----------|
|     |      | 円   |           |
| 小 計 |      | 円   |           |

構築物

| 品 名 | 規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|-----|------|-----|-----------|
|     |      | 円   |           |
| 小 計 |      | 円   |           |

医療器機

| 品 名 | 規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|-----|------|-----|-----------|
|     |      | 円   |           |
| 小 計 |      | 円   |           |

什器備品

| 品 名 | 規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|-----|------|-----|-----------|
|     |      | 円   |           |
| 小 計 |      | 円   |           |

車 両

| 品 名 | 規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|-----|------|-----|-----------|
|     |      | 円   |           |
| 小 計 |      | 円   |           |

その他の有形固定資産

| 品 名 | 規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|-----|------|-----|-----------|
|     |      | 円   |           |
| 小計  |      | 円   |           |

電話加入権

| 局 番 | 番 号 | 金 額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|-----|-----|-----|-----------|
|     |     |     |           |
| 小 計 |     |     |           |

その他の資産

| 品名 | 規格数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
|----|------|-----|-----------|
|    |      | 円   |           |
| 小計 |      | 円   |           |

【明細書作成上の留意事項】

1. 該当のない科目は削ること。
2. 病院（診療所）ごとに区分すること。
3. 現金以外の財産の拠出（寄附）について、詳細に記載すること。  
 （主な現物拠出（寄附）財産の種類と評価額）  
 預金……………残高証明の額の範囲  
 医業未収金……………前年実績等からの推計値  
 医薬品、材料等……………帳簿価格  
 不動産、借地権……………不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額  
 建物（その附属設備を含む）……………減価償却した簿価  
 医療用器械備品（その附属設備を含む）……………減価償却した簿価  
 その他の器械備品（その附属設備を含む）……………減価償却した簿価  
 電話加入権……………時価  
 保証金等……………契約書の金額（契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額）
4. 2以上の施設を所有（開設）する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。
5. 社団医療法人を設立する際の現物拠出は、その価格の総額が5百万円以上の場合は、現物拠出財産の価格が相当であることを、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人のいずれかの証明が必要となる。

平成 年 月 日

医療法人〇〇会  
設立代表者 〇 〇 〇 〇 殿

住 所  
氏 名 ⑩

拠 出 （ 寄 附 ） 申 込 書

医療法人〇〇会設立の上は、下記のとおり拠出（寄附）します。

記

金 千円也（差引拠出額、寄附額）

（内 訳）

| 種 別                    | 金 額 | 内 容 |
|------------------------|-----|-----|
| 土 地                    | 千円  |     |
| 建 物                    | 千円  |     |
| 預 金                    | 千円  |     |
| 医 業 未 収 金              | 千円  |     |
| 医 薬 品 等                | 千円  |     |
| 医 療 器 械 備 品            | 千円  |     |
| .....                  |     |     |
| .....                  |     |     |
| 資 産 合 計                | 千円  |     |
| 負 債                    | 千円  |     |
| 差 引 拠 出 額<br>（ 寄 附 額 ） | 千円  |     |

【拋出（寄附）申込書作成上の留意事項】

- 1 拋出（寄附）個人ごとに作成し、認可申請には、拋出（寄附）申込書の写しを添付すること。（設立代表者が原本と相違ないことを証明すること。）
- 2 必要に応じて内訳を簡略にして差し支えない。
- 3 金額（評価額）を証明する書類として、次の書類を添付すること。
  - (1) 不動産については、登記事項証明書及び鑑定評価書（銀行、不動産会社又は不動産鑑定士が評価したものであること。）
  - (2) 現金預金については、金融機関等の預金残高証明書（各宛人は、各拋出（寄附）者になっていること。また、同一日付のものであること。）
  - (3) 動産等については、動産等評価証明書（公認会計士又は税理士が証明したものであること。）
  - (4) 法人に債務を引き継ぐ場合は、負債残高証明及び債務引継承認書、設立時の負債内訳書並びに引継すべき金銭消費貸借契約書の写し（設立代表者が原本と相違ない旨証明すること。）
- 4 土地建物を拋出ないときは、所有者と法人設立代表者との間において、長期間にわたる不動産賃貸借契約を締結する必要がある。この場合は、当該契約書の写し（設立代表者が原本と相違ない旨証明すること。）、土地建物の賃借料の算出根拠（不動産鑑定士の鑑定評価書又は不動産賃借料に関する意見書）及び賃借人の所有権を証明する不動産登記事項証明書を添付すること。

なお、従来から個人で賃借している場合にも、改めて所有者と法人設立代表者との間において、契約を締結する必要があるので留意すること。

※特約条項として、次の条文を加えること。

『本契約は、青森県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立のうへは、乙（賃借人）の表示は、医療法人〇〇会理事長〇〇〇〇と読み替えるものとする。』

## 預金残高証明書

証明書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付の上、  
設立代表者印で割印すること。

動産等評価証明書

流動資産

医薬品衛生材料 円

その他の流動資産 円

---

計 円

上記、流動資産 円は、最終仕入原価法により適正に評価された

平成 年 月 日現在の簿価であることを証明します。

平成 年 月 日

公認会計士又は税理士名

印

- (注) 1 設立総会開催月の前月末日現在の簿価であること(財産目録の年月日と同じ)。  
2 証明年月日も同日で差し支えない。



動産等評価証明書

有形固定資産

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 構 築 物             | 円        |
| 医 療 器 機           | 円        |
| 什 器 備 品           | 円        |
| 車 両               | 円        |
| <u>その他の有形固定資産</u> | <u>円</u> |
| 計                 | 円        |

上記、有形固定資産 円は、適正な減価償却による平成 年 月 日

現在の簿価であることを証明します。

平成 年 月 日

公認会計士又は税理士名

印

- (注) 1 設立総会開催月の前月末日現在の簿価であること(財産目録の年月日と同じ)。  
2 証明年月日も同日で差し支えない。  
3 有形固定資産の種別は、必要に応じて適宜加除して差し支えない。

動産等評価証明書

無形固定資産

電話加入権 円

その他の無形固定資産 円

計 円

上記、無形固定資産 円は、適正な減価償却による平成 年 月 日

現在の簿価であることを証明します。

平成 年 月 日

公認会計士又は税理士名

印

- (注) 1 設立総会開催月の前月末日現在の簿価であること(財産目録の年月日と同じ)。  
2 証明年月日も同日で差し支えない。  
3 無形固定資産の種別は、必要に応じて適宜加除して差し支えない。

負債残高証明及び債務引継承認書様式

平成 年 月 日

金融機関名

代表者名 殿

住 所

氏 名 ⑩

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金 円也（平成〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立のうえは同法人に引き継ぎたく、青森県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

平成 年 月 日

所在地

金融機関名

代表者名

（支店長名でも可）

⑩

（作成上の注意）

- 1 この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。
- 2 承認願年月日（負債の現在額の基準日）は、財産目録の年月日と同一である。

設 立 時 の 負 債 内 訳 書

|                  |   |   |   |     |
|------------------|---|---|---|-----|
| 借 入 先            |   |   |   | 合 計 |
| 借入年月日            |   |   |   |     |
| 借 入 金 額          | 円 | 円 | 円 | 円   |
| 年 利 率            | % | % | % |     |
| 用 途              |   |   |   |     |
| 担 保 内 容          |   |   |   |     |
| 既 返 還 額          | 円 | 円 | 円 | 円   |
| 未 返 済 額          | 円 | 円 | 円 | 円   |
| 1 か月当たり<br>返 済 額 | 円 | 円 | 円 | 円   |
| 最終返済年月           |   |   |   |     |

- (注) 1 拠出(寄附)者ごとに別葉とし、引継ぎすべき負債をすべて記載すること。  
 2 引継ぎすべき金銭消費貸借契約書の写し（設立代表者が原本と相違ない旨証明すること。）を添付すること。

引継すべき金銭消費貸借契約書の写し

設立代表者が原本と相違ない旨証明すること。

土 地 ・ 建 物 の 状 況

| 土<br>地 | 所 在 地 番 |                |                | 面 積            | 賃借面積           | 左以外の面積         | 所有者 | 備 考 |
|--------|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|-----|
|        |         |                |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
|        |         |                |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
|        |         |                |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
|        |         |                |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
|        |         |                |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
|        |         |                |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
|        |         |                |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
|        |         |                | 計              | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |     |     |
| 家<br>屋 | 所 在 地   |                |                | 家屋番号           | 構 造            | 用 途            | 所有者 | 備 考 |
|        |         |                |                |                |                |                |     |     |
|        |         |                |                |                |                |                |     |     |
|        | 階       | 面積             | 賃借面積           | 左以外の面積         |                |                |     |     |
|        |         | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |     |     |
|        |         | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |     |     |
|        |         | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |     |     |
|        |         | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |     |     |
|        |         | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |     |     |
|        | 計       | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |                |     |     |

(注) 診療所周辺の概略図、敷地図、建物配置図、建物平面図及び不動産登記簿謄本を添付すること。

土地建物の賃貸借契約書書式例

不 動 産 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人□□□□を甲、賃借人医療法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇を乙として、甲乙間において、次のとおり不動産賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次に掲げる不動産を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

不動産の表示

土 地

|                     |    |        |
|---------------------|----|--------|
| 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 | 宅地 | 平方メートル |
| 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）△△番地 | 宅地 | 平方メートル |
|                     | 計  | 平方メートル |
| 上記のうち診療所の用に供する部分    |    | 平方メートル |

家 屋

|                          |     |        |
|--------------------------|-----|--------|
| 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地、△△番地 |     |        |
| 鉄筋コンクリート造二階建             | 診療所 |        |
| 床面積                      | 一階  | 平方メートル |
|                          | 二階  | 平方メートル |
|                          | 計   | 平方メートル |
| 上記のうち診療所の用に供する部分         |     | 平方メートル |

第2条 賃貸借の期間は、第12条の本契約効力発生の日から 年間とする。ただし、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。

第3条 賃料は、月額〇〇円とし、乙は、毎月末日までに支払うものとする。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較等により不相当となったときは、甲は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができる。

第4条 乙は、本件物件を診療所の用に供するほか、他の用途に使用してはならない。

第5条 乙は、次の場合には事前に、甲の書面による承諾を受けなければならない。

- (1) 建物の造作、設備の新設、除去、変更等本件物件の原状を変更しようとするとき
- (2) 賃借権の譲渡若しくは転貸又はこれらに準ずる行為をするとき

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 2か月分以上の賃料の支払いを怠ったとき
- (2) 賃料の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき
- (3) その他本契約に違反したとき

第7条 建物の部分的な小修繕は、乙が費用を負担して、自ら行うものとする。

第8条 乙（その使用人を含む。）の責めに帰すべき事由によって、建物を破損又は滅失したときは、乙は、その損害を賠償するものとする。

第9条 甲は、不動産に関する公租公課を負担し、乙は、電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第10条 乙は、本件物件の明渡しに際し、自己の所有又は保管する物件を全部撤去し、もし甲の承諾なしに造作加工したものがあれば、すべてこれを原状に復した上で、甲の立会いを求め、本件物件の引渡しをするものとする。ただし、甲の承認を得た場合は、現状のまま引渡しをすることができる。

第11条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第12条 本契約は、青森県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立のうへは、乙の表示は、医療法人〇〇会理事長〇〇〇〇と読み替えるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

賃貸人 甲 住所  
氏名 □□□□ ⑩  
賃借人 乙 住所  
氏名 医療法人〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇 ⑩



土地のみ賃貸借契約書書式例

不 動 産 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人□□□□を甲、賃借人医療法人○○会設立代表者○○○○を乙として、甲乙間において、次のとおり不動産賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次に掲げる不動産を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

不動産の表示

土 地

|                     |    |        |
|---------------------|----|--------|
| 青森県○○郡(市)○○町(村)○○番地 | 宅地 | 平方メートル |
| 青森県○○郡(市)○○町(村)△△番地 | 宅地 | 平方メートル |
|                     | 計  | 平方メートル |
| 上記のうち診療所の用に供する部分    |    | 平方メートル |

第2条 賃貸借の期間は、第10条の本契約効力発生の日から 年間とする。ただし、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。

第3条 賃料は、月額○○円とし、乙は、毎月末日までに支払うものとする。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較等により不相当となったときは、甲は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができる。

第4条 乙は、本件物件を診療所の用に供するほか、他の用途に使用してはならない。

第5条 乙は、次の場合には事前に、甲の書面による承諾を受けなければならない。

- (1) 本件物件の原状を変更しようとするとき
- (2) 賃借権の譲渡若しくは転貸又はこれらに準ずる行為をするとき

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 2か月分以上の賃料の支払いを怠ったとき
- (2) 賃料の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき
- (3) その他本契約に違反したとき

第7条 甲は、不動産に関する公租公課を負担する。

第8条 乙は、本件物件の明渡しに際し、自己の所有又は保管する物件を全部撤去し、もし甲の承諾なしに造作加工したものがあれば、すべてこれを原状に復した上で、甲の立会いを求め、本件物件の引渡しをするものとする。ただし、甲の承認を得た場合は、現状のまま引渡しをすることができる。

第9条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第10条 本契約は、青森県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立のうへは、乙の表示は、医療法人〇〇会理事長〇〇〇〇と読み替えるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

|     |   |       |         |
|-----|---|-------|---------|
| 賃貸人 | 甲 | 住所    |         |
|     |   | 氏名    | Ⓜ       |
| 賃借人 | 乙 | 住所    |         |
|     |   | 氏名    | 医療法人〇〇会 |
|     |   | 設立代表者 | 〇〇〇〇 Ⓜ  |

建物のみの賃貸借契約書書式例

不 動 産 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人□□□□を甲、賃借人医療法人○○会設立代表者○○○○を乙として、甲乙間において、次のとおり不動産賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次に掲げる不動産を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

不動産の表示

家 屋

青森県○○郡（市）○○町（村）○○番地、△△番地

鉄筋コンクリート造二階建 診療所

床面積 一階 平方メートル

二階 平方メートル

計 平方メートル

上記のうち診療所の用に供する部分 平方メートル

第2条 賃貸借の期間は、第12条の本契約効力発生の日から 年間とする。ただし、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。

第3条 賃料は、月額○○円とし、乙は、毎月末日までに支払うものとする。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較等により不相当となったときは、甲は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができる。

第4条 乙は、本件物件を診療所の用に供するほか、他の用途に使用してはならない。

第5条 乙は、次の場合には事前に、甲の書面による承諾を受けなければならない。

- (1) 建物の造作、設備の新設、除去、変更等本件物件の原状を変更しようとするとき
- (2) 賃借権の譲渡若しくは転貸又はこれらに準ずる行為をするとき

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 2か月分以上の賃料の支払いを怠ったとき
- (2) 賃料の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき
- (3) その他本契約に違反したとき

第7条 建物の部分的な小修繕は、乙が費用を負担して、自ら行うものとする。

第8条 乙（その使用人を含む。）の責めに帰すべき事由によって、建物を破損又は滅失したときは、乙は、その損害を賠償するものとする。

第9条 甲は、不動産に関する公租公課を負担し、乙は、電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第10条 乙は、本件物件の明渡しに際し、自己の所有又は保管する物件を全部撤去し、もし甲の承諾なしに造作加工したものがあれば、すべてこれを原状に復した上で、甲の立会いを求め、本件物件の引渡しをするものとする。ただし、甲の承認を得た場合は、現状のまま引渡しをすることができる。

第11条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第12条 本契約は、青森県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立のうへは、乙の表示は、医療法人〇〇会理事長〇〇〇〇と読み替えるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

賃貸人 甲 住所  
氏名 □□□□ ⑨  
賃借人 乙 住所  
氏名 医療法人〇〇会  
設立代表者 〇〇〇〇 ⑨

不動産賃借料に関する意見書

医療法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 殿

I 土地について

1 賃借物件の表示

|                     |    |        |
|---------------------|----|--------|
| 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 | 宅地 | 平方メートル |
| 青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）△△番地 | 宅地 | 平方メートル |
|                     | 計  | 平方メートル |

所有者 〇〇〇〇

上記のうち診療所の用に供する部分 (A) 平方メートル

2 賃借物件の評価

1 m<sup>2</sup>当たりの相続税評価額〇〇円 × (A) m<sup>2</sup> = 円  
評価額 = 円 (B)

3 賃借料の算定

(1) 期待利回り年6%として年額 (B) × 0.06 = 円  
(2) 固定資産税年額 円  
(3) 合計 (1)+(2) 円 (C)  
(4) 月額 ((C) ÷ 12 か月) 円 (D)

II 建物について

1 賃借物件の表示

青森県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地、△△番地  
家屋番号

鉄筋コンクリート造二階建 診療所

|     |    |            |
|-----|----|------------|
| 床面積 | 一階 | 平方メートル     |
|     | 二階 | 平方メートル     |
|     | 計  | (E) 平方メートル |

平成 年 月 日新築

所有者 〇〇〇〇

上記のうち診療所の用に供する部分 (F) 平方メートル

## 2 賃借物件の評価

取得価額 円  
現在価額 (G) 円 (財産目録の基準日現在の減価償却後の価額)  
評価額  $((G) \div (E) \times (F)) =$  円 (H)

(注) 評価額算出の根拠を明示すること。

## 3 賃借料の算定

- (1) 期待利回り年6%として年額 (H)  $\times 0.06 =$  円  
(2) 減価償却費年額 円  
(注) 算出の根拠を明示すること。  
(3) 火災保険料 円  
(4) 固定資産税年額 円  
(5) 合計 ((1) ~ (4)) 円 (I)  
(6) 月額 ((I)  $\div 12$  か月) 円 (J)

## III 土地建物の賃借料合計額について

- 1 年額 ((C) + (I)) = 円  
2 月額 ((D) + (J)) = 円

上記により算定された賃借料は、適正かつ妥当であると思われます。

平成 年 月 日

公認会計士又は税理士名



## 【不動産賃貸借（賃借料）についての留意事項】

- 1 医療法人が不動産を賃貸借する場合には、診療所の用に供する部分のみについて賃貸借することとし、居住の用に供する部分は、賃貸借の対象としないこと。  
土地については、建物面積による按分ではなく、実際に診療所の建築されている部分のほか、患者駐車場等全体として診療所の用に供されている部分を対象とするものであること。したがって、敷地図、建物配置図において、診療所の用に供する部分（賃借部分）を朱線等により特定すること。
- 2 不動産賃借料に関する意見書（以下「意見書」という。）は、土地建物の賃借料の算出根拠を明らかにするもので、いわば簡便法である。不動産賃借料について、時価により算定する場合には、不動産鑑定士による鑑定評価書を添付することが必要である。
- 3 簡便法として、意見書に記載する算定方法を採用する場合には、この様式によること。また、不動産取引に精通した銀行又は不動産会社の責任者の意見書でも差し支えない。
- 4 簡便法による場合は、賃借料の算定上の期待利回り等算定方法は原則として変更しないものとする。これを変更することは、経済事情の変動等、客観的に認められる特段の事情がなければ認められないので、この場合は、その特段の事情を意見書に詳細に記載すること。
- 5 簡便法による場合は、建物の現在評価額について、減価償却における定率法と定額法のいずれを採用しても差し支えない。ただし、賃借料の算定上の減価償却費年額についても、建物の現在評価額について採用した方法と同一の方法により算定すること。
- 6 賃貸人の所有権を証明するため、不動産登記事項証明書を添付すること。
- 7 賃貸人が営利法人である場合には、法人の登記簿謄本を添付すること。
- 8 従来から個人で賃借している場合にも、改めて所有者と法人設立代表者との間において、契約を締結する必要がある。この場合、賃借料は、原則として従前からの賃借料と同額とするが、その額が簡便法による算定額を下回っている場合には、簡便法による算定額と同額以下の額までの改定については認めることとする。また、従前からの賃借料が簡便法による算定額を上回っている場合において、その額で契約しようとするときは、簡便法による意見書ではなく、その額が適正賃料である旨評価した不動産鑑定士の鑑定評価書を添付する必要がある。

ただし、所有者が、法人の設立代表者以外の第三者（いわゆるMS法人を除く。）である場合については、不動産鑑定士の鑑定評価書に換えて、従来からの契約書の写しを添付することで足りるとする場合もある（個別事例に応じて判断する。）。

9 上記7の場合において、現に賃借している個人から、法人設立代表者が転賃借を受ける方法は認められない。あくまでも、所有者と法人設立代表者との間における直接契約が必要である。

10 例外的な場合として、建物の所有者が法人の設立者ではなく、第三者（営利法人等）である場合に、その第三者が土地の所有者（法人の設立者以外であること。）から土地賃貸借を受けている場合においては、土地所有者から転賃借の承認を受けて、その第三者と法人設立代表者が土地建物賃貸借契約を締結することが認められる。この場合、転賃借の承認があったことを証する書類及びその第三者と土地所有者との間における不動産賃貸借契約の原契約書の写しを添付すること。

なお、この場合、地代相当額については、その額の如何を問わず、原契約による地代の額と同額以下とする。したがって、土地建物の賃借料の算出根拠を明らかにする書類は、建物のみについて作成すれば足りるものである。

11 以上のほか、不動産賃貸借に係るケースは多種多様であり、あらかじめ、すべてのケースを想定しておくことは実際上不可能であるので、ここに明記していないものについては、個々具体の事例に応じて判断することとする。



## 診 療 所 周 辺 の 概 略 図

最寄りの駅、主要道路、目標となるものを記入すること（住宅地図の写しでも差し支えない。）。

## 敷 地 図

- 1 地籍図であることが望ましい。
- 2 借地の部分がある場合は、朱線等でその部分を明確に区分すること（建物の占有部分、駐車場部分の用途を示すこと。）。

## 建 物 配 置 図

- 1 診療所部分、住宅部分等の区分を示すこと。
- 2 借家の部分がある場合は、朱線等でその部分を明確に区分すること。
- 3 敷地図と建物配置図を一緒にしたものでも差し支えないこと。

## 建 物 平 面 図

- 1 構造、出入口、用途等がわかるようなものであること。
- 2 縮尺は任意であるが、50～100分の1が望ましい。（50～100分の1をB4判に縮小したものでも差し支えない。ただし、図面は鮮明にすること。）。
- 3 借家の部分がある場合は、朱線等でその部分を明確に区分すること。
- 4 増改築等に変更している場合には、十分留意すること。

## 不動産登記事項証明書

診療所の用に供している土地及び建物の所有権を証するものである。

リース物件引継承認書様式

平成 年 月 日

リース会社名

代表者名 殿

住 所

氏 名 ㊟

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付リース契約証書による債務元金 円也（平成〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、青森県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件、証明及び承認します。

平成 年 月 日

所在地

リース会社名

代表者名 ㊟

（営業所長名でも可）

（注）この様式は参考であり、会社独自の様式を使用しても差し支えないこと。

設立時のリース契約明細書

| 物件番号 | 物件名 | 数量 | リース期間 | リース料 |
|------|-----|----|-------|------|
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |
|      |     |    | ～     | 円    |

- (注) 1 引継ぎすべきリース物件をすべて記載すること。  
 2 引継ぎすべきリース契約書の写し（設立代表者が原本と相違ない旨証明すること。）を添付すること。

### 引継ぎすべきリース契約書の写し

- 1 設立代表者が原本と相違ない旨証明すること。
- 2 契約書の一部を省略することなく、すべての写しとすること。



開設しようとする病院（診療所）の概要

|                                    |   |                |                              |                |
|------------------------------------|---|----------------|------------------------------|----------------|
| 名 称                                |   |                |                              |                |
| 所 在 地                              |   | 電 話            |                              |                |
| 所管保健所名                             |   |                |                              |                |
| 診 療 科 名                            |   |                |                              |                |
| 病 床 数                              | 一般病床〇〇〇床、療養病床〇〇〇床（医療保険 〇〇床、介護保険〇〇〇床）<br>精神病床 〇〇床、感染症病床 〇〇床、結核病床 〇〇床 |                |                              |                |
| 管 理 者                              | 氏 名   | (生年月日)         |                              |                |
|                                    | (歯科)医籍  | (登録年月日)        |                              |                |
| 職 員                                | 職 種   | 従 業 員 数        | 職 種                          | 従 業 員 数        |
|                                    | 医 師   | 常 勤 人<br>非常勤 人 | 歯 科 技 工 士                    | 常 勤 人<br>非常勤 人 |
|                                    | 歯 科 医 師   | :              | 理 学 療 法 士                    | :              |
|                                    | 看 護 師   | :              | 作 業 療 法 士                    | :              |
|                                    | 准 看 護 師   | :              | 柔 道 整 復 師                    | :              |
|                                    | 歯 科 衛 生 士   | :              | :                            | :              |
|                                    | 看 護 補 助 者   | :              | :                            | :              |
|                                    | 薬 剤 師   | :              | :                            | :              |
|                                    | 栄 養 士   | :              | 事 務 員                        | :              |
|                                    | 診療放射線技師   | :              | 労 務 員                        | :              |
|                                    | 診療エックス線技師   | :              | 合 計                          | 人              |
| 臨 床 検 査 技 師                        |   |                |                              |                |
| 衛 生 検 査 技 師                        |   |                |                              |                |
| 診 療 日                              | 日曜日及び祝日を除く毎日  |                |                              |                |
| 診 療 時 間                            | 月曜日から金曜日まで  |                | 午前〇〇時から〇〇時まで<br>午後〇〇時から〇〇時まで |                |
|                                    | 土曜日   |                | 午前〇〇時から〇〇時まで                 |                |
| 非常勤医師の<br>勤 務 状 況                  | 氏名 〇〇 〇〇 (内科・小児科)   | 月              | 午前〇〇時から午後〇〇時まで               |                |
|                                    | 氏名 〇〇 〇〇 (宿直)   | 火・木            | 午前〇〇時から午後〇〇時まで               |                |
| 協 力 病 院<br>〔介護老人<br>保健施設〕<br>の 場 合 | 〇〇病院 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号   |                |                              |                |

## 設 立 後 2 年 間 の 事 業 計 画

初年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日：(注) か月）

次年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

### 【事業計画作成上の留意事項】

- 1 年度ごとに当該年度に行おうとする事業について、次事項を簡条書きにし、予定額を（ ）書すること。
  - ① 施設設備（建物の増改築等）計画
  - ② 医療機器等の物品購入計画
  - ③ 職員採用計画
  - ④ 収支見込み
  - ⑤ その他
- 2 上記の事業計画は、予算書の内容に関連するので、予算書と一致させること。
- 3 初年度の期間が12か月未満の場合には、初年度（〇か月）、次年度（12か月）及び三年度（12か月）の3か年分の事業計画を作成すること。（「設立後2年間の予算書」、「職員給与内訳」についても同じ。）。

設 立 後 2 年 間 の 予 算 書

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

| 科 目         | 初年度 ( か月) | 次 年 度 |
|-------------|-----------|-------|
| 医 業 収 入     |           |       |
| 入 院 収 入     |           |       |
| 外 来 収 入     |           |       |
| そ の 他       |           |       |
| 医 業 外 収 入   |           |       |
| 借 入 金       |           |       |
| 抛 出 金       |           |       |
| 前 年 度 繰 越 金 | _____     |       |
| 合 計         |           |       |

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

| 科 目           | 初年度 ( か月) | 次 年 度 |
|---------------|-----------|-------|
| 医 業 費 用       |           |       |
| 医 業 外 費 用     |           |       |
| 施 設 整 備 費     |           |       |
| 施 設 整 備 費     |           |       |
| 医 療 機 器 購 入 費 |           |       |
| 借入金 (元金) 返済   |           |       |
| 法人税等 (租税公課)   |           |       |
| 翌 年 度 繰 越 金   |           |       |
| 合 計           |           |       |

(運転資金)

(単位：千円)

| 必 要 額 | 準 備 額 | 内 | 抛 出 金   |  |
|-------|-------|---|---------|--|
|       |       | 訳 | 窓 口 収 入 |  |

(注) 運転資金「必要額」の求め方

必要額＝初年度支出 (医業費用＋医業外費用＋借入金 (元金) 返済) の2か月分

運転資金「準備額」の求め方

準備額＝抛出金 (預金＋医業未収金) ＋窓口収入の2か月分

予 算 明 細 書

初（次）年度

|           | 1 日 平 均 | 1 か 月 平 均 | 1 年 |
|-----------|---------|-----------|-----|
| 入 院 患 者 数 | 人       | 人         | 人   |
| 外 来 患 者 数 | 人       | 人         | 人   |

(注) 1 入院患者数（1か月平均）＝1日平均×30日。（1年）＝1日平均×365日。

2 外来患者数（1か月平均）＝1日平均×25日。（1年）＝1か月平均×12月。

(収 入)

| 科 目       | 金額（千円） | 内 容 説 明        |
|-----------|--------|----------------|
| 医 業 収 入   |        |                |
| 入 院 収 入   |        |                |
| 自 費 収 入   | 平均     | 円×年間 人         |
| 社会保険等収入   | 平均     | 円×年間 人         |
| 室料差額収入    | 平均     | 円×年間 人         |
| 外 来 収 入   |        |                |
| 自 費 収 入   | 平均     | 円×年間 人         |
| 社会保険等収入   | 平均     | 円×年間 人         |
| そ の 他     |        | 集団検診料、診断書発行料等  |
| 医 業 外 収 入 |        |                |
| 受 取 利 息   |        | 預託金の利息         |
| そ の 他     |        | 従業員、付添人等の給食収入等 |
| 借 入 金     |        | 銀行等からの借入金      |
| 抛 出 金     |        |                |
| 前年度繰越金    |        |                |
| 計         |        |                |

(作成上の注意)

- 1 事業計画と一致させること。
- 2 収入・支出の範囲及び金額は、現金預金及び短期金銭債権債務とする。すなわち、現金ベースでの収入・支出とするため、抛出金は抛出財産のうちの現金預金及び短期金銭債権とし、減価償却費等の現金支出を伴わない費用は除外すること。
- 3 自賠法、労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
- 4 次年度の収入については、科目に前年度繰越金を入れること。
- 5 初年度が12月ないときは、三年分作成すること。

## (支 出)

| 科 目   | 金額 (千円) | 内 容 説 明   |
|---|---------|---|
| 医 業 費 用<br>給 与 費<br>職 員 給 与<br>そ の 他<br>役 員 報 酬 |         | 内容別紙のとおり。<br>退職金、法定福利費<br>円×年間× 人                     |
| 材 料 費   |         | 医薬品費、診療材料費、給食用材料費 等                                   |
| 経 費<br>賃 借 料<br>そ の 他                           |         | 土地・建物の賃借料<br>福利厚生、交通費、光熱水費、保険料、通信<br>費、交際費、修繕費、消耗品費 等 |
| 委 託 費   |         | 検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委<br>託費                            |
| そ の 他   |         | 研究研修費、本部費 等<br>支払利息など                                 |
| 医 業 外 費 用                                       |         |   |
| 施 設 整 備 費                                       |         | 医療機器購入費、施設整備費   |
| 借 入 金 元 金 返 済                                   |         |   |
| 法 人 税 等   |         |   |
| 翌 年 度 繰 越 金                                     |         |   |
| 計   |         |   |

- (注) 1. 不要な科目は削除しても差し支えない。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該支出を示す名称を付した科目を計上しても差し支えないこと。
2. 事業計画の内容と一致すること。
3. 「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書の合計欄の金額と一致すること。
4. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。初年度が12月ないときは、三年分作成すること。
5. 開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。

職員給与費内訳書

(単位：千円)

| 職 種                | 常 勤(名)<br>非常勤(名)<br>計 (名) | A<br>一人当たり<br>月額給与 | B<br>月 額<br>給 与 計 | C<br>年 間<br>給 与 計 | D<br>年 間<br>賞 与 | E<br>年 間 計 |
|--------------------|---------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-----------------|------------|
| 医 師<br>( 歯科医師 )    |                           |                    |                   |                   |                 |            |
|                    |                           |                    |                   |                   |                 |            |
| 看 護 師<br>( 歯科衛生士 ) |                           |                    |                   |                   |                 |            |
|                    |                           |                    |                   |                   |                 |            |
| 准 看 護 師            |                           |                    |                   |                   |                 |            |
|                    |                           |                    |                   |                   |                 |            |
| 薬 剤 師              |                           |                    |                   |                   |                 |            |
|                    |                           |                    |                   |                   |                 |            |
| 事 務 員              |                           |                    |                   |                   |                 |            |
|                    |                           |                    |                   |                   |                 |            |
| そ の 他              |                           |                    |                   |                   |                 |            |
|                    |                           |                    |                   |                   |                 |            |
| 合 計                |                           |                    |                   |                   |                 |            |
|                    |                           |                    |                   |                   |                 |            |

- (注) 1 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加を行うこと。  
 2 初年度と次年度の2年度分を作成すること。  
 3 初年度分の人員構成は、設立概要及び職員名簿等の内容と一致させること。

職 員 名 簿

(平成 年 月 日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 年 齡 | 住 所 | 常勤・<br>非常勤 | 備 考           |
|-----|-----|-----|-----|------------|---------------|
|     |     |     |     |            | 免許番号<br>登録年月日 |
| 合 計 | 名   | /   | /   | /          | /             |

役員及び社員の名簿

(平成 年 月 日現在)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住所 | 職業 | 拠出額 | 続柄 |
|-----|----|------|----|----|----|-----|----|
| 理事長 |    |      |    |    |    | 円   |    |
| 理事  |    |      |    |    |    | 円   |    |
| 〃   |    |      |    |    |    | 円   |    |
| 〃   |    |      |    |    |    |     |    |
| 監事  |    |      |    |    |    |     |    |
| 社員  |    |      |    |    |    |     |    |
| 〃   |    |      |    |    |    |     |    |
| 〃   |    |      |    |    |    |     |    |
| 計   | 名  |      |    |    |    | 円   |    |

- (注) 1. 社員欄には、役員以外の社員についてだけ記入して差し支えない。  
 2. 財団である医療法人については、社員を評議員に変えて記載すること。  
 3. 職業は具体的に記載すること。  
 4. 拠出額は、純資産額を記載すること。  
 5. 続柄は、理事長（本人）との続柄を記載すること。



## 履 歴 書

本 籍（都道府県のみ）

現 住 所

氏 名（ふりがな）

生 年 月 日

学 歴（おおむね高校以上）

医師(歯科医師)については医師(歯科医師)免許番号、登録年月日を記載すること。

職 歴（できるだけ詳細に）

賞 罰（ない場合は「なし」と記入すること。）

※医療法第46条の2第2項の役員欠格事由には該当していません。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

Ⓔ

- (注) 1 設立者及び役員となるべき者全員が作成すること。  
2 身分証明書及び印鑑登録証明証を添付すること。

## 身 分 証 明 書

東京法務局の「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」の証明書（近くの法務局に申請書あり）

## 印 鑑 登 録 証 明 書

証明書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付の上、  
設立代表者印で割印すること。

## 委 任 状

私達は（住所）  
立代表者に選任し、本社団の設立に関する一切の権限を委任します。

（氏名）

を医療法人〇〇会の設

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

住 所

氏 名

Ⓔ

住 所

氏 名

Ⓔ

・  
・  
・  
・  
・  
・

（注） 被選任者を除いて設立者全員が記名、押印すること。

平成 年 月 日

医療法人〇〇会  
設立代表者

殿

理事長 ⑩

理事 ⑩

理事 ⑩

監事 ⑩

### 役員就任承諾書

私達は医療法人〇〇会設立の上は、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

平成 年 月 日

医療法人〇〇会

設立代表者〇〇〇〇 殿

氏 名

印

### 管 理 者 就 任 承 諾 書

平成 年 月 日開催の医療法人〇〇会の設立総会において、医療法人〇〇会が開設しようとする医療法人〇〇〇〇病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者に選任され、その就任を承諾します。

（注）医師(歯科医師)免許証の写し（最寄りの保健所で原本照合を受けたもの。）を添付すること。

## 医師免許証の写し

最寄りの保健所で原本照合を受けたもの。

原本証明書様式

原 本 証 明 書

この申請書に添付している下記の書類の写しは、すべて原本と相違ないことを証明する。

記

- 1 定款（寄附行為）原本
- 2 拠出（寄附）申込書
- 3 預金残高証明書
- 4 負債残高証明書及び債務引継承認書
- 5 議事録
- 6 印鑑登録証明書
- 7 医師免許証（最寄りの保健所で原本照合を受けたものの写し）
- 8 履歴書
- 9 役員就任承諾書
- 10 管理者就任承諾書
- 11 不動産賃貸借契約書
- 12 不動産登記の登記事項証明書
- 13 ○○○○

平成 年 月 日

医療法人○○会

設立代表者 ○○○○ ⑩

- (注) 1 個々の書類に原本と相違ない旨の証明をすることが原則であるが、申請書の最後のページに、この原本証明書を添付して一括証明を行っても差し支えない。
- 2 記以下の各書類については、必要に応じて適宜加除し、原本証明を行うべき書類を明確に記載すること。



参考資料

設立後2か月間の資金繰り計画表

(単位 千円)

| 項 目                   |          | 年 月 | 年 月 |
|-----------------------|----------|-----|-----|
| 経<br>常<br>収<br>入      | 窓口収入     |     |     |
|                       | 自費収入     |     |     |
| 入                     | 保険未収入金収入 |     |     |
|                       | 医業外収入    |     |     |
| 計                     |          |     |     |
| 収<br>支<br>出           | 買掛金収入    |     |     |
|                       | 未払費用支払   |     |     |
| 支<br>出                | 人件費      |     |     |
|                       | 支払利息割引料  |     |     |
| その他                   |          |     |     |
| 計                     |          |     |     |
| 過 不 足                 |          |     |     |
| 財<br>務<br>等<br>支<br>出 | 短期借入金返済  |     |     |
|                       | 長期借入金返済  |     |     |
| 支<br>出                | 固定資産購入   |     |     |
|                       | 法人税等     |     |     |
| その他                   |          |     |     |
| 計                     |          |     |     |
| 過 不 足                 |          |     |     |
| 財<br>務<br>等<br>収<br>入 | 短期借入金    |     |     |
|                       | 長期借入金    |     |     |
| 支<br>出                | 固定資産売却   |     |     |
|                       | その他      |     |     |
| 計                     |          |     |     |
| 過 不 足                 |          |     |     |
| 月初資金有高 (現金預金拠出額)      |          |     |     |
| 月末資金有高                |          |     |     |

参考資料

医薬品衛生材料明細書

内用薬

(単位：円)

| 品名 | 規格数量 | 評価額 | 抛出者 |
|----|------|-----|-----|
|    |      |     |     |
| 小計 |      |     |     |

外用薬

(単位：円)

| 品名 | 規格数量 | 評価額 | 抛出者 |
|----|------|-----|-----|
|    |      |     |     |
| 小計 |      |     |     |

注射薬

(単位：円)

| 品名 | 規格数量 | 評価額 | 抛出者 |
|----|------|-----|-----|
|    |      |     |     |
| 小計 |      |     |     |

検査試薬

(単位：円)

| 品名 | 規格数量 | 評価額 | 抛出者 |
|----|------|-----|-----|
|    |      |     |     |
| 小計 |      |     |     |

衛生材料

(単位：円)

| 品名 | 規格数量 | 評価額 | 抛出者 |
|----|------|-----|-----|
|    |      |     |     |
| 小計 |      |     |     |
| 合計 |      |     |     |

参考資料

過去2年間の患者数実績

(単位:人)

| 年 月 | 入 院 患 者 数 |      |   | 外 来 患 者 数 |      |   |
|-----|-----------|------|---|-----------|------|---|
|     | 自 費       | 社保国保 | 計 | 自 費       | 社保国保 | 計 |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
| 合 計 |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
|     |           |      |   |           |      |   |
| 合 計 |           |      |   |           |      |   |

参考資料

## 法人の登記事項証明書

不動産又は医療器機等の賃貸人が法人の場合、当該法人の登記事項証明書を提出すること。

参考資料

## 設立代表者の確定申告に関する書類

医療法人設立認可申請の直近年度のものを省略することなく提出すること。

平成 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

主たる事務所の所在地  
医療法人名  
理 事 長 名 印

### 医療法人設立登記完了届

平成 年 月 日付け指令第 号で認可された本法人の設立登記は、下記  
のとおり完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届出します。

記

登記年月日 平成 年 月 日

[添付書類]

登記事項証明書